

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

3-1 勤務時間の状況について

区分	勤務時間等
勤務日 ※本庁舎及び鳴瀬庁舎勤務の場合	毎週月曜日から金曜日までの週5日間 (国民の祝日及び12月29日～1月3日を除く)
1日の正規の勤務時間	午前8時30分～午後5時15分 休憩時間:正午から60分間
1週間当たりの勤務時間	1日7時間45分×5日間＝38時間45分
時差出勤制度	6:00～21:00の間で9パターンを設定し、7時間45分の勤務を行う。

3-2 年次有給休暇の状況について(令和4年1月1日～令和4年12月31日)

総付与日数 (a)	総取得日数 (b)	対象職員数 (c)	平均取得日数 (b)／(c)	消化率 (b)／(a)
13,798.5 日	4,111.4 日	362人	11.4 日	29.8 %

(注)期間中に退職・育児休業・休職がある職員・会計年度任用職員を除きます。

3-3 病気休暇の状況について

区分	外科	内科	その他	合計
職員数(人)	7 人	7 人	12 人	26 人
病休日数	244 日	140 日	1,141 日	1,525 日
平均取得日数	34.9 日	20.0 日	95.1 日	58.7 日

3-4 その他の休暇制度及び育児休業制度の概要について(令和4年1月1日～令和4年12月31日)

区分		付与日数等	取得人数
特別休暇 (有給)	選挙権その他の公民権を行使する場合	必要と認められる期間	
	証人等として国会等に出頭する場合	必要と認められる期間	
	骨髄移植のための骨髄液を提供する場合	必要と認められる期間	
	ボランティア活動に参加する場合	1の年のうち5日間以内	
	結婚する場合	連続する7日以内(週休日含む)	9人
	妊娠に起因する障害(つわり)により業務困難な場合	10日以内で必要と認められる期間	1人
	妊娠中の通勤混雑緩和	1日1時間又は1日2回それぞれ30分	
	妊娠中の健康保持のための休息または捕食	必要と認められる期間	
	母子保健法による保健指導、健康診査を受ける場合	必要と認められる期間	1人
	妊娠12週間未満で流産をした場合	10日以内で必要と認められる期間	
	産前休暇	出産予定日まで6週間	7人
	産後休暇	出産日の翌日から8週間	8人
	1歳未満児の保育を行う場合	1日2回それぞれ30分以内	1人
	生理日において業務困難な場合	2日以内	
	妻の出産休暇(出産予定日14日以内から出産後14日)	2日以内で必要と認められる期間	5人
	育児参加をする場合	5日間以内	3人
	乳幼児の健康診査、予防接種等の介助をする場合	必要と認められる期間	8人
	小学校就学前の子の看護をする場合	1の年のうち5日間以内	31人
	要介護者の介護その他の世話をを行う場合	1の年のうち5日間以内	1人
	親族が死亡した場合	配偶者10日、父母7日、子5日など	54人
	父母・配偶者・子の追悼をする場合	1日以内	1人
	夏季における心身健康維持増進等をする場合	6月から10月の期間内において5日以内	358人
	災害、交通機関等の事故時により勤務することができない場合	必要と認められる期間	69人
	結核性疾患により勤務軽減を図る場合	必要と認められる期間	
	職務の遂行に必要な資格試験又は昇任試験を受ける場合	必要と認められる期間	
	国、県、市町村その他公共団体からの表彰を受ける場合	必要と認められる期間	
	公共団体主催の運動競技会へ選手または役員として参加する場合	必要と認められる期間	
	職務に関連があると認められる海外視察及び海外派遣団に参加する場合	必要と認められる期間	
	その他、任命権者が特に必要と認めた場合	必要と認められる期間	
介護休暇	要介護者を介護する場合(無給)	6ヶ月以内	1人
育児休業	3歳未満の子を育児する場合(無給)	3歳に達するまでの必要な期間	18人
育児部分休業	小学校就学前の子を養育する場合(無給)	1日2時間以内	12人
育児短時間勤務	小学校就学前の子を養育する場合(勤務しない時間は無給)	4種類の勤務形態から選択 (週19時間25分)(週19時間35分) (週23時間15分)(週24時間35分)	3人

(注)会計年度任用職員を除きます。